（人事院規則二―三の一部改正）

第九条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（人材局の所掌事務） **第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第一号、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～十六　（略） （給与局の所掌事務） **第十五条**　給与局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年による退職等その他の高年齢職員に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。 四・五　（略） （企画課の所掌事務等） **第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～十九　（略） 2～4　（略） （生涯設計課の所掌事務） **第三十九条の二**　生涯設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年による退職等その他の高年齢職員に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。 四・五　（略）	（人材局の所掌事務） **第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～十六　（略） （給与局の所掌事務） **第十五条**　給与局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　定年及び再任用その他の高年齢職員の退職管理に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。 四・五　（略） （企画課の所掌事務等） **第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～十九　（略） 2～4　（略） （生涯設計課の所掌事務） **第三十九条の二**　生涯設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　定年及び再任用その他の高年齢職員の退職管理に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。 四・五　（略）

（人事院規則八―一二の一部改正）

第十条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　任用 第一節～第三節　（略） 第四節　条件付任用（第三十二条―第三十四条） 第五節・第六節　（略）	目次 第一章　（略） 第二章　任用 第一節～第三節　（略） 第四節　条件付任用期間（第三十二条―第三十四条） 第五節・第六節　（略）